

---

プロジェクト	<b>金融資産の減損に関する会計基準の開発</b>
項目	<b>ECL モデル (IFRS 基準) における相対的アプローチ～信用リスクの著しい増大の評価に関する開示例</b>

---

## 本資料の目的

1. 第 466 回企業会計基準委員会（2021 年 9 月 24 日開催）及び第 170 回金融商品専門委員会（2021 年 9 月 22 日開催）では、ECL モデルにおける信用リスクの著しい増大（SICR）の評価について、以下に関連する IFRS 第 9 号の定めを確認した上で、事務局による分析を行った（以下、本資料では便宜上「前回資料」という。）。

(1) 主要な原則及び明確化に関する定め（前回資料第4項及び第5項）

(2) SICRの評価方法（前回資料第6項から第10項）

(3) SICRの評価単位：個別的評価及び集成的評価（前回資料第11項から第17項）

(4) 相対的アプローチに関する実務運用上の負荷を軽減するための定め（前回資料第18項から第25項）

2. 第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）の予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方においては、仮に IFRS 第 9 号の ECL モデルを日本基準において導入する場合であっても、ステップ 2 において、IFRS 第 9 号の関連する定めをすべて取り入れる訳ではなく、我が国の固有の事情を考慮して開発を行うとの方向性であるが、これはあくまで比較可能性を大きく損なわせない範囲で行うとしていることから、本資料では、前項の SICR の評価に関する理解に資するために、欧州金融機関の公表資料による開示に基づき、実務適用例を参考としてお示しすることを目的としている。

なお、前回資料は参考資料として添付している。

3. 本資料で示す内容については以下を前提としている。

(1) 本資料は、事務局が任意に選択した欧州金融機関の開示に基づいているが、対象となった銀行のビジネスやその複雑性、さらに開示の詳細度も異なることから、かならずしも実際の実務のすべてを示すとは限らないこと。

(2) 本内容は欧州銀行の実務適用例を参考として示すものである一方、ビジネスや保有する金融商品を含めた実情が我が国の状況と異なることも考えられるこ

と。

- (3) 開示されている SICR の評価方法やデータを、金融商品全体に用いているとは限らず、金融商品の特性や重要性に応じた使い分けを行っていることも想定されること。
- (4) 事務局の気付き事項には、調査対象行の他、欧州銀行監督機構（以下「EBA」という。）が、2021 年 11 月に公表した、' IFRS 9 IMPLEMENTATION BY EU INSTITUTIONS MONITORING REPORT' <sup>1</sup>（以下「EBA モニタリング・レポート（2021 年 11 月）」という。）からも一部データ及び記載を引用している。
- (5) 開示例は、事務局が各行の連結財務諸表の一部を仮訳した上で該当箇所を抜粋したものであるが、開示内容を変更しない範囲内で、箇条書き形式への変更や括弧書きの追加といったレイアウトに関する事務局による編集を含んでいる。また、下線部による強調は、すべて事務局が加えたものである。

## 信用リスクの著しい増大（SICR）に関する開示例

### 調査対象とした金融機関

4. 本資料では、2020 年度の連結財務諸表が入手可能な欧州銀行から事務局が任意に選定した 14 行を対象としている。

選定に際しては、地理及び規模により実務が異なる可能性を考慮し、英、仏、独、蘭、伊、西から、金融安定理事会（FSB）が世界的な金融システムの安定に欠かせないと認定した銀行（以下「G-SIBs 行」という。）7 行と、G-SIBs 以外の金融機関 7 行とした。なお、対象行の総資産は概ね 3.4 兆円から 330 兆円の範囲である<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> IFRS 第 9 号の ECL モデルの品質と妥当性を評価することを支援する目的で作成されたものであり、（英国を除く）EU の 20 か国 47 金融機関の 2019 年 12 月末及び 2020 年 6 月末の時点を対象に調査したものである。また今回の調査では EU における全金融機関の総資産のうち、約 60% をカバーしている。

<sup>2</sup> 連結親会社であり、連結財務諸表が入手できる銀行数が国ごとに異なること等から、英国の銀行が相対的に多く含まれている。

5. 対象行の概要は図表1のとおりである。

[図表1]調査対象行の概要

対象行			総資産	
名称	所在国	G-SIBs	現地通貨 (10億)	円換算 <sup>3</sup> (兆円)
HSBC	英	G-SIB	\$2,984	328.3
Barclays	英	G-SIB	£1,060	159.0
Standard Chartered	英	G-SIB	\$789	86.8
Natwest (旧 RBS)	英	-	£799	119.9
Metro bank	英	-	£22.6	3.4
UK Co-operative bank	英	-	£26	3.8
Close Brothers Group	英	-	£11	3.8
BNP Paribas	仏	G-SIB	€2,488	323.5
Deutsche Bank	独	G-SIB	€1,325	172.3
BayernLB	独	-	€256	33.3
Banco Santander	西	G-SIB	€1,508	196.1
BBVA	西	-	€736	95.7
Monte dei Paschi di Siena Group	伊	-	€150	19.5
ING Group	蘭	G-SIB	€937	121.8

## SICR の評価方法及び関連する原則の適用状況

(主要な原則及び明確化に関する定め)

### 全期間の債務不履行リスク

6. 前回資料第4項(1)において、以下を記載している。

- 全期間の債務不履行リスク (以下「デフォルト・リスク」という。)

SICR の評価は、当初認識時と報告日現在における、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の全期間 (予想残存期間) にわたるデフォルト・リスクの変動を用いて行わなければならない。

7. また、前回資料第6項及び第19項では、SICR の具体的な評価方法について、IFRS

<sup>3</sup> 換算レート的前提は、¥110/\$、¥130/€、¥150/£である。

第9号は、企業の信用リスク管理体制や手法の洗練度及びデータの利用可能性に応じて適切な方法を適用するという原則主義的なアプローチに基づいていることを説明した上で、同資料第8項において以下のとおり記載した。

● デフォルト確率に基づく方法及び損失率アプローチの位置付け

SICR の評価において、信用リスク管理で一般的に用いられるデフォルト確率（倒産確率）の変動を用いることは、あくまで方法の1つであり、必ずしもそれが要求されるものではないとされている。

したがって、デフォルトが生じた場合に金融商品の額面又は帳簿価額に対してどの程度の損失が発生するかに基づく損失率アプローチも、一定の要件を満たす場合は用い得るとされている（IFRS 第9号 B5.5.12 項）。

8. 本資料第6項と第7項に関連する事例として、例えば、以下が見られた。なお、以下の開示例及び本資料において、PD はデフォルト確率を意味している。

(独) Deutsche Bank

当社グループは、相手先とのすべての取引について、当該相手先の PD の動的変化に基づき、報告日と当初認識日における全期間 PD の予想とを比較している。

(英) Metro bank

● リテール

- ・ 観察時の全期間 PD が、組成時の全期間 PD よりもポートフォリオ固有の閾値を超えているかどうかにより判定している。

(英) Standard Chartered

● コーポレート

- ・ グローバルで統一的なモデルを使用するが、一部の重要国は国特有のモデルを適用する。

● リテール

- ・ 国及び商品特有なモデルを用いる。
- ・ 重要でないリテール・ポートフォリオには、過去の遷移率や損失率に基づく単純化されたアプローチを適用する。

- ・ 中規模のポートフォリオには延滞ステータスからの平均的な遷移率を用いた遷移率モデルを適用し、マトリクスを掛け合わせて延滞バケットごとの最終的なPDを算出する。
- ・ より小規模なポートフォリオには過去12か月の月次の償却及び回収を用いた損失率モデルを適用する。

#### 事務局による気付き事項

9. 前項で示した事例を含め、調査対象行の開示に基づく事務局の気付き事項は以下のとおりである。

- (1) 調査対象とした14行すべてが、定性的評価だけでなく、デフォルト確率の変化に基づく定量評価を用いているとの開示を行っていた<sup>4</sup>。
- (2) 上記(1)のデフォルト確率の基礎となる「デフォルト」について、IFRS第9号は、90日の期日経過となる時点よりも後で発生することはないという反証可能な推定を置いた上で、具体的な定義は設けず、銀行が内部信用リスク管理目的で使用する定義と整合的な定義を適用するとしている（IFRS第9号B5.5.37項）。

当該定義に関し、調査対象としたすべての銀行は、以下のいずれか又は組み合わせでデフォルトを定義しているとの開示を行っていた。

- ① 支払期日を90日以上超過
- ② 支払いの可能性が低いと考えられる資産
- ③ 自己資本規制上、定義される不良債権（non-performing loan）<sup>5</sup>

なお、EBAモニタリング・レポート（2021年11月）においても、デフォルトの定義については、全体として、2018年12月にEBAが公表した第1回モニタリング・レポート結論付けたように、会計と規制の定義が良好に整合してい

<sup>4</sup> ホールセール／コーポレート向け貸出とリテール／コンシューマー向け貸出に分けて開示している銀行は両方について適用しており、リテール専門の銀行等は当該貸出について適用している旨開示している。なお、両者を分けずに開示している銀行は、特に他の記載がない限り、双方についてデフォルト確率による定量的評価を用いていると仮定した。

<sup>5</sup> バーゼル銀行監督委員会（BCBS）及び我が国における金融庁の告示に基づく自己資本規制において、90日超の期日延滞は、デフォルト及び不良債権（non-performing loan）の定義や、3か月以上延滞債権／要管理債権といった債権分類の要件を構成するため、①と③は概ね整合した定義となっているとも考えられる。

ることが継続的に観察されると説明されている<sup>6</sup>。

- (3) デフォルト確率に基づき SICR を評価しているとの開示は、ホールセール／コーポレート向け貸出と、リテール／コンシューマー向け貸出の両方で見られた。
- (4) リテール向け貸出について、重要性に応じて、PD ではなく、損失率を用いたアプローチ等を用いているとの事例も見られる（例：(英) Standard Chartered）。

なお、このような具体的な開示がなされていない場合であっても、重要性も勘案した上での評価アプローチの使い分けが実務において行われている可能性はあると考えられる。

#### 合理的で裏付け可能な将来予測情報

10. 前回資料第4項(3)では、以下のように記載した。

- 合理的で裏付け可能な将来予測情報

SICR の評価においては、過去の事象、現在の状況に加え、将来の経済状況の予測について利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない。

11. この点、一部の金融機関（G-SIBs 行）は、主に自己資本規制上の PD のモデルを基礎に、将来予測情報の反映及び IFRS 第 9 号に準拠するための所定の調整を加えた上で、SICR の評価及びその定量的評価に用いていると開示している。

また、主に ECL の測定に関連する開示において、将来のマクロ経済的シナリオ及び見積りに用いたマクロ経済変数の種類や具体的な予測値を開示している例も見られた。

---

<sup>6</sup> （出所）EBA モニタリング・レポート（2021 年 11 月）’ IFRS 9 IMPLEMENTATION BY EU INSTITUTIONS MONITORING REPORT’ 第 45 項

(英) Natwest
<ul style="list-style-type: none"> <li>● コーポレート                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条件付遷移行列アプローチに基づき、1年間のポイント・イン・タイムのPD<sup>7</sup>から複数年のPDを推定する。それぞれの地域・業界セグメントにおける信用リスクに関する将来予測の変化に応じて信用リスクの遷移確率を調整することで、将来予測情報を組み込む。</li> </ul> </li> </ul>

(英) Barclays
<p>規制上のパラメータにおけるフロアや景気後退期のような保守的調整については除外する。</p>

#### 信用リスクの変化の絶対値及び変化率

12. 前回資料第4項(4)では、以下のとおり記載した。

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 信用リスクの変化の絶対値及び変化率                             <p style="margin-left: 40px;">信用リスクについて定量化した数値を用いる場合には、絶対値でどの程度変化したかという変化幅だけでなく、その変化率も考慮しなければならない。</p> </li> </ul>
---

13. 前項に関連する事例として、以下のような開示が見られた。

(英) HSBC
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホールセール                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初認識時の信用格付(CRR)に応じて、<u>格付け上位の債権に対してはPDの変化幅</u>、<u>それ以外の債権に対してはPDの変化率</u>を使用する。</li> </ul> </li> </ul>

<sup>7</sup> 報告日の一時点における状況(将来予測を含む)を反映したPDを意味する。なお、自己資本規制上は、景気変動サイクルの最も悪い状況におけるPDである、スルー・ザ・サイクルPDが用いられる。

(英) Standard Chartered
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全期間PDの平均年換算値の変化が相対的な閾値と絶対的な閾値の<u>双方</u>に抵触した場合、当該金融資産はSICRとみなす。</li> <li>・ ただし、<u>当初認識時点のPDが相対的に低い場合</u>、SICRを示すことなくPDが数倍に増大するかもしれないことから、<u>絶対的な閾値</u>を使用する。</li> <li>・ また、<u>当初認識時点のPDが相対的に高い場合</u>、PDの上昇はより速いことから、SICRの判定には<u>相対的な測定基準</u>の方がより適切である。</li> </ul>

(西) BBVA
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在のPD値と貸出時のPD値を比較して、<u>以下の2つの条件が満たされた場合に</u> SICRと評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ (現在のPD値/組成時のPD値-1)*100 &gt; <u>相対閾値</u></li> <li>✓ 現在のPD値—組成時のPD値 &gt; <u>絶対閾値</u></li> </ul> </li> </ul>

(蘭) ING Group
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シナリオ加重平均PDをPDの閾値に照らして評価し、適切なステージングとECLを決定する。</li> <li>・ 全期間PDの<u>絶対的な変化又は相対的な変化のいずれか</u>が閾値を超えた場合にステージ2へ移行する。</li> </ul>

事務局による気付き事項

14. 上記で示した事例を含め、調査対象行の開示に基づく事務局の気付き事項は以下のとおりである。
- (1) SICRの評価につき、PDの変化幅と変化率の双方を明示的に考慮しているとの具体的な開示を行っている例が、特に英国の大手行を中心に一定数見られたが、絶対的な変動又は相対的な変動のみ開示している例も見られた。
  - (2) SICRの評価への具体的な適用に関しては、「著しい」に該当する閾値を設けた上で、以下のように使い分けを行っている例が見られた。
    - 絶対値(変化幅)と相対値(変化率)の閾値を設け、その両方に該当した場合にSICRと評価する方法(例:(西)BBVA)

- 絶対値（変化幅）と相対値（変化率）の閾値のいずれかに該当した場合に SICR と評価する方法（例：（蘭）ING）
- 当初の信用格付けの程度に応じて、絶対値と相対値の閾値を使い分ける方法（例：（英）HSBC、（英）Standard Chartered）

#### 予想残存期間とデフォルト・リスクとの関係性

15. 前回資料第4項(5)では、以下のとおり記載している。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 予想残存期間とデフォルト・リスクとの関係性           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SICR の評価においては全期間のデフォルト・リスクに基づくため、金融商品の予想残存期間を考慮することが必要となる。</li> </ul> </li> </ul> |
|---|

16. 前項に関連する事例としては、以下の開示が見られた。

(伊) Monte dei Paschi di Siena Group
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相対的評価に係る定量的基準           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計的観察に基づき、契約関係の開始時に計算された全期間の将来的な累積デフォルト確率（PD）と測定日に計上されたデフォルト確率の変化を参考にして</li> <li>・ 評価モデルの開発にあたり、契約開始時の PD と評価日に認識された PD との間に、相手先、当初の格付クラス、<u>ビンテージ（年限）</u>別に特定の社内閾値を設定しており、類似の残存期間ごと及び同種の PD モデルごとに比較を行う</li> </ul> </li> </ul>

(独) Deutsche Bank
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステージ2の閾値を定義するために使用される分位点は、専門家の判断により決定され、毎年検証される。なお、COVID-19による変更はなかった。</li> <li>・ 適用される閾値は、借り手の当初の信用力、<u>既経過の期間、残存期間</u>、相手先の種類によって異なる。</li> </ul>

#### 事務局による気付き事項

17. 調査対象とした開示では、残存期間とデフォルト・リスクとの関係を SICR の評価において考慮していると明示している例がいくつか見られたが、そこでは当該評価に用いる閾値を、貸出の残存期間を考慮したうえで設定するという方法が示されて

いる。

### (SICR の評価方法)

18. 前回資料第 7 項及び第 8 項において、以下のとおり記載した。

- ・ なお、特に銀行等の金融機関においては、SICR の評価を、定性的な情報だけではなく、統計モデルや信用格付けプロセスを経て行うことが多いものの、対象となる金融商品の特性も踏まえたうえで、SICR の有無を適切に評価できる場合には、定性的な情報に基づく判断で足りることもあり得るとされている。
- ・ SICR の評価において、信用リスク管理で一般的に用いられるデフォルト確率（倒産確率）<sup>8</sup>の変動を用いることは、あくまで方法の 1 つであり、必ずしもそれが要求されるものではないとされている。

### 定量的な SICR 評価における閾値

19. 第 9 項のとおり、調査対象会社のすべてが、定性的な評価に加え、デフォルト確率の変化に基づく定量評価を用いていた。
20. なお、調査対象 14 行のうち、7 行（G-SIBs5 行、その他 2 行。なお、4 行は英国の銀行）が、SICR の評価に係る具体的な閾値として用いた PD の変動幅や変動率の数値について、以下のような具体的な開示を行っていた。

(英) HSBC
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホールセール                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>信用リスク格付け、0.1 から 1.2 :15 ベーシスポイント</u></li> <li>・ <u>信用リスク格付け、2.1 から 3.3 :30 ベーシスポイント</u></li> <li>・ <u>信用リスク格付け、3.3 以上（減損していないもの）：2 倍</u></li> <li>・ SICR の閾値は過去の信用格付けの変動及び市場金利の相対的な変動を参照した専門家の信用リスク判断により決定する。</li> </ul> </li> </ul>

<sup>8</sup> 一定の期間内に貸出先がデフォルト状態に陥る確率を表したもの。過去の実績に基づく実績デフォルト率と、様々な手法を用いた推定デフォルト確率があるが、ECL モデルにおける将来予測情報を織り込む観点からは、通常、後者の推定値を指す。

● リテール

- ・ デフォルト・リスクは、入手可能な情報を含めたクレジット・スコアから算出する 12 か月 PD で評価している。この PD には 12 か月超の期間に係るマクロ経済予測の影響を反映する。
- ・ 債務者の所在地や、商品等にポートフォリオを区分した上で、当該ポートフォリオ内で 30 日延滞となったローンの、期日経過になる 12 か月前の平均 PD を算定し、報告日時点の平均 12 か月 PD が、これを上回る債権をステージ 2 とする。
- ・ 上記のポートフォリオ固有の閾値は、予定通りに返済されている貸出金の PD を上回る PD を有する貸出金を識別するものであることから、当初認識時の PD と報告日の PD の比較に近似している。

(英) Standard Chartered

● コーポレート

- ・ 相対的な閾値として、PD 値の増加率を 100%に設定する。
- ・ 絶対的な閾値として、PD の変化幅を 50 から 100 ベーシスポイント (0.5%~1%) のレンジに設定する。
- ・ 信用格付けは各エクスポージャーで採用されているバーゼル上のアプローチの精度に応じて、PD の基礎となる 23 段階またはそれらを要約した 10 段階で評価される。
- ・ SICR の閾値は過去の信用格付遷移及び外部の市場金利の相対的な変動を参照した専門家の信用リスク判断により決定する。

● リテール

- ・ 相対的な閾値として、PD 値の増加率を 100%に設定する。
- ・ 絶対的な閾値として、PD の変化幅を商品に応じて 100 から 350 ベーシスポイント (1%~3.5%) のレンジに設定する。
- ・ なお、いくつかの地域では、グループ内の他のリテールのローンと比べて PD が低いことを反映し、さらに高い絶対的な閾値を設定する。

(仏) BNP Paribas

- ホールセール
  - ・ 内部信用格付けが 3ノッチ (等級) の下落 (例: 4- から 5-への下落)
  - ・ 中小企業は、ボラティリティの大きさを考慮し 6ノッチ以上の下落
  - ・ なお、以下の場合には、上記の閾値に優先して評価される。
    - (1) 内部格付けが 4- 以上又は 12 か月 PD が 0.25%以下の場合、PD の変化は重要でないため SICR に該当しない。
    - (2) 内部格付けが 9+以下又は PD が 10%以上の場合には SICR に該当する。
- 中小企業向け信用枠及びリテール<sup>9</sup>
  - ・ 以下の2つの指標を考慮して評価する。
    - ✓ 12 か月 PD を全期間 PD の近似値として用い、報告日の PD が当初 PD の 4 倍より大きい場合に SICR とみなす。
    - ✓ 消費者クレジット・ビジネスについては、過去 12 か月以内に延滞があった場合

(英) Metro bank

- リテール
  - ・ 閾値は、組成時のポートフォリオの PD の中央値の 3 倍に設定している。
  - ・ 閾値は、商品の性質及び組成時の全期間 PD の水準が異なることを考慮して、各ポートフォリオ内のサブ・プロダクトごとに異なる閾値を設定している(タームローン、リボルビング・ローン・ファシリティ、住宅ローン)。

<sup>9</sup> 別途、消費者クレジットに特化したビジネス以外のポートフォリオについては、ホールセールと同様の (1)、(2) として示した優先事項が適用されるとの記載がある。

## (西) BBVA

- 通常、相対的な閾値は30%から250%の範囲、絶対的な閾値は10から150ベースポイント(0.1%~1.5%)の範囲で設定される。
- この絶対的および相対的な閾値は、地域及びポートフォリオごとに、それぞれの特性を考慮し、前述の原則に基づき一貫して設定される。

## 事務局による気付き事項

21. 事務局の気付き事項は以下のとおりである。

- (1) 閾値を具体的に開示している7行のうち、G-SIBs行である(英)HSBC、Barclays、Standard Charteredや、(仏)BNP Paribasは、ホールセール向け貸出とリテール向け貸出の双方について別個に閾値を開示している。また、リテール中心の(英)Metro bankは、当該リテールについて閾値を開示しているが、その他2行は両者を分けずに開示している。
- (2) ホールセール向け貸出について、PDの変化値ではなく、内部信用格付け等級の下落の程度に基づく閾値の開示を行っている銀行も見られた((仏)BNP Paribas)。
 

なお、同行は、自己資本規制上の関連文書を参照する形で、別途、格付けごとのPDの水準を開示していることから、内部信用リスク格付け及び対応するPDの水準と、その変化を基礎にしてPDの閾値を設定しているという点で、(英)HSBC等と基本的には共通しているとも考えられる。
- (3) ホールセール向け貸出について個別に開示されているPDの変動幅の閾値としては、概ね10から150ベースポイントの範囲、PDの変化率について開示されている場合、その閾値として概ね100%~250%としている例が見られた。
- (4) リテール向け貸出については、絶対的な閾値として、PDの変化幅を100から350ベースポイント(1%~3.5%)、相対的な閾値としてPDの増加率を100%に設定しているとの例や((英)Standard Chartered)の他、組成時のポートフォリオのPDの中央値の3倍との相対的閾値のみ適用しているとの事例((英)Metro bank)のほか、ポートフォリオごとに、その中で30日期日経過(延滞)となった貸出の12か月前のPDをベンチマークとして判定を行っているといった例((英)HSBC)など、判定方法及び閾値についてはさまざまな事例が見られる。
- (5) 上記の閾値の範囲の設定方法については、相手先、当初の格付水準、ビンテー

ジ別に特定の社内閾値を設定しているとの記載や(第16項で示した(伊)Monte dei Paschi di Siena Groupの開示例を参照)、貸出先の規模(中小企業)に応じた信用リスクの変動性の違いを考慮しているとの記載((仏)BNP Paribas)、貸出先の地域やポートフォリオの特性を考慮しているとの例((西)BBVA)等が見られる。

- (6) 上記のとおり、閾値の設定方法及びその水準については、銀行ごとに、債務者及び金融資産の特性に応じた検討を踏まえ設定されているものと推察され、一概に一般的な方法や水準は事例からは特定できないと考えられる。

### SICRの判定の基礎における定性的な判定方法

22. 第18項に記載したSICRの評価方法に関し、定性的な評価については、以下のような事例が見られた。

(蘭) ING Group	
●	<p>定性的評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延滞、ウォッチ・リストへの登録、担保提供などのトリガーにより、ステージが変更される可能性がある(網羅的なリストについては、注記1「作成の基礎および会計方針」の1.7.8項を参照)。さらに、この分析は初歩的なものであり、資産のステージが変われば他のパラメータも変化することになる。</li> </ul> <p>(リスト)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条件緩和の状況</li> <li>・ ウォッチ・リストの状態。ウォッチ・リストに掲載されているローンは、ステージ2に分類するために個別に評価される。</li> <li>・ 集中的な支援等の与信管理</li> <li>・ 基準以下の内部格付け</li> <li>・ 延滞</li> </ul>

### 事務局による気付き事項

23. 上記で示した事例を含め、調査対象行の開示に基づく事務局の気付き事項は以下のとおりである。
- 今回調査した14行のうち13行が、定性的な判断基準のバックストップとして、30日超支払期限を超過した債権についてSICRと判断するという反証可能な推

定を用いていた。

- 前項の他に、以下を含めさまざまな定性的な要件が見られた。
  - ・ ウォッチ・リストやクレジット・モニタリング対象とされた債務者
  - ・ 条件変更（リファイナンス又はリストラクチャリング）を行った先
  - ・ EBITDAがマイナスである顧客
  - ・ リテールにおける信用情報機関から入手する債務者に関する不利な情報

### 相対的アプローチに関する実務運用上の負荷を軽減するための定め

#### （30 日超の期日経過の反証可能な推定）

24. 前回資料第 21 項では、以下のとおり記載したが、前項に記載したとおり、ほとんど銀行が定性的評価としてこの反証可能な推定を用いていた。

…信用リスクの著しい増大は、一般的に期日経過前に認識されるとされているが、将来予測情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合には、SICR の評価において期日経過の情報を用いることができるとされ、契約上の支払の期日経過が 30 日超の場合には、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているという反証可能な推定規定が置かれている（IFRS 第 9 号 B5. 5. 19 項から B5. 5. 21 項）。

#### （全期間のデフォルト確率及び 12 か月のデフォルト確率）

25. 前回資料第 25 項では以下のとおり、IFRS 第 9 号では、実務運用負荷の観点からデフォルト・リスクに基づく信用リスクの評価に関し、12 か月のデフォルト・リスクを用いることが認められるケースがあると明示されていることを示した。

- 12 か月のデフォルト・リスクを用いることが認められるケース
 

本資料の第 4 項(1)に示したとおり、SICR の評価は全期間のデフォルト・リスクを考慮することが原則とされているが、一括返済型貸付金のように、多額の支払及びそれによるデフォルト・リスクが今後 12 か月よりも先の期間に集中するような金融商品である場合や、マクロ経済等の要因が 12 か月より先の信用リスクに影響する場合でなければ、12 か月のデフォルト・リスクの変動が、全期間のデフォルト・リスクの変動の合理的な近似となる場合があるとしている（IFRS 第 9 号 B5. 5. 13 項、B5. 5. 14 項）。

事務局による気付き事項

26. 調査対象行のうち、ホールセール向け貸出について、12行が全期間PD、1行（例：（独）BayernLB）が12か月PDを用いていると開示している。

一方、リテールについては、G-SIBs指定の2行（例：第20項の（英）HSBC、（仏）BNP Paribasの開示例を参照）を含む3行が12か月PDを用いていると開示していた。

なお、EBA モニタリング・レポート（2021年11月）では、サンプル47金融機関のうち40%が12か月PDを使用しているとされている<sup>10</sup>。

**（信用リスクが低い場合の取扱い）**

27. 前回資料第22項及び第23項において、以下を記載している。

● 信用リスクが低い場合の取扱い

報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することができるとの反証可能な規定が置かれている（IFRS第9号5.5.10項、B5.5.22項からB5.5.24項、BC5.184項）。

外部格付けにより投資適格とされるものは、信用リスクが低いとみなされる可能性がある。

事務局による気付き事項

28. 調査対象行のうち6行が当該規定を用いていると開示していた。なお、これらの事例からは、当該規定は投資適格の負債性証券（債券）に適用されているように見られる。

なお、この低い信用リスクの規定は負債性証券（債券）に適用するが、別途、貸出について、一般的な判断として、一定の内部格付以上又はPD水準の場合にはSICRに該当しないとの事例も見られた（例：第20項の（仏）BNP Paribasの開示例を参照）。

<sup>10</sup> （出所）EBA モニタリング・レポート（2021年11月）’ IFRS 9 IMPLEMENTATION BY EU INSTITUTIONS MONITORING REPORT’ 第55項

## SICRの判定にあたっての金融資産のグルーピング

29. 前回資料の第11項から第17項において、主に以下の点を示した。

- IFRS第9号ではSICR（及び減損損失の測定）に関し、個別的評価と集合的評価の両方を認めており、かつ両者について明確な優先関係を設けていないこと。
- 集合的評価を行う際には共通の信用リスク特性に基づくこと
- 金融商品グループが同質であるため、共通の信用リスク特性に基づき、より小さなサブ・グループが識別できない場合であっても、信用リスクと、それに影響を与える特定の経済変数との相関を考慮してグループ全体の一定割合のみについて信用リスクが著しく増大しているとみなすことが適切な場合もあること

30. また、前項について、前回資料第17項では事務局のコメントとして、「将来予測情報を織り込む目的上、より細かい区分の単位で集合的評価を用いることがあり得ると思われる。」と指摘した。

31. 上記を踏まえ、前回資料の説明の理解に資するため、該当する開示を第37項でお示しする。

## 経営者による調整（マネジメント・オーバーレイ）

### （マネジメント・オーバーレイに関する開示を取り上げる理由）

32. 第168回専門委員会（2021年8月25日）において、一部の委員から以下の意見を頂いた。

将来予測情報について、欧米で見られるモデルを用いた予測に対して追加的な修正（マネジメント・オーバーレイ）の取扱いも示して欲しい。

33. 本資料でお示したように、調査対象とした欧州銀行では、デフォルト確率を用いた統計的ないし計量的なモデルによってSICRの評価を行っている事例が多く見られる。

34. その一方で、これらの定量的なモデルは、特定のデータ範囲や一定の前提に基づき構築されており、既存のモデルに織り込まれていないリスクや不確実性（典型例は、COVID-19やBrexit等の特異な事象）が新たに生じた場合や、当該モデルを織り込む上でのデータないしモデリング上の制約がある場合において、その影響をECLの測定に適切に反映するために、経営者による調整（Management overlay）が必要と

される。

35. これらの調整は、ECLモデルの適用において、一般に、以下について行われる可能性があると考えられる。

- (1) 経営者による定性的な判断に基づく追加的なSICR評価やECLの測定
- (2) SICRについて、追加的な金融資産のグルーピングによる細分化及びグループの全体の一定割合についてSICRに該当するとみなすといった措置（前回資料第16項参照）
- (3) 定量モデルに利用するマクロ経済変数の調整
- (4) 複数の経済シナリオの選択や発生可能性の評価
- (5) 定量モデル結果に対する追加的な引当て

36. 本資料での調査対象とした各行の連結財務諸表は2020年12月期であり、新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の影響が大きかったことから、SICRの評価に適切に反映するために、調査対象の14行のすべてが当該調整を行っているとして開示していた。また、特に前項(1)、(2)の考慮等に関する事例も見られた。そのため、実務での運用の理解に資することを目的として、開示例をお示しする。

**(開示例)**

37. 具体的な開示例は、例えば次のとおりである。

(英) UK Cooperative bank
<ul style="list-style-type: none"> <li>● セクター別のステージ2への移行                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(リテール)                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ COVID-19 関連のコンセッション(支払猶予)を受けている顧客は、それにより自動的に信用リスクの大幅な増加(SICR)に該当するとは判定されず、他のSICR基準を満たしている場合にステージ2に移行する。</li> <li>・ ただし、リスク特性によるセグメンテーションに基づき、<u>その一定割合につきステージ2に分類されたものがある</u>（以下、抜粋省略）。</li> </ul> </li> <li>(中小事業者)                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての中小企業および法人の顧客は<u>セクター別に分類され</u>、当該セクターがCOVID-19の影響に特にさらされていると判断した場合には、信用リスクの著し</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

い増大が見られたものとしてステージ2に分類された。

- ・ これには、以下を要請したほぼすべての顧客（残高の98%）が含まれる。コロナ・ウィルス事業中断ローン（CBILS）とバウンスバック（立ち直り）・ローンを希望したほぼすべての顧客（残高の98%）が含まれている。なお、これらの顧客は重複している度合いが非常に高いことから、当グループは残りのCBILSとバウンスバック・ローンをステージ2に引き上げた。なお、これらの貸出は、その実行時に、信用減損には分類されない。
- ポストモデル・オーバーレイ（PMO）
  - ・ COVID-19の特定の不確実性に対応するために特に行われたモデル後の判断による調整には以下のものがある。
    1. 顧客がCOVID-19関連の譲歩（支払いの延期など）を受けることに関連するリスク
    2. COVID-19による経済的影響を受けやすい特定の事業分野の見通し
    3. 政府の支援制度が提供する保証
    4. 評価が古く、デフォルト時損失率を過小評価している可能性のある一部の商業用不動産（CRE）ポートフォリオ
    5. COVID-19以前のデフォルト履歴が少ない未成熟な商品ポートフォリオに関連するリスク要因

Monte dei Paschi di Siena Group

- COVID-19の影響を受け、以下の点を調整した。
  - ・ 欧州銀行監督局（EBA）の提言である、モラトリアムの扱いを手順に組み込み、ケース・バイ・ケースでモラトリアムがSICRに該当するか判断した。  
(ホールセール)
  - ・ 法人部門では、影響が甚大な経済セクターでの債務者（観光、ホテル、航空会社など）を売上高の減少の予想及び内部格付を考慮して、本質的なリスクを専門家評価しステージ2に分類した。

(リテール)

- ・ リテール部門では、支払停止措置を受けたローンについて一定の特性（共同名義人の死亡、連続 30 日以上の上職金、失職など）のあるローンをステージ 2 と判定した。さらに、パンデミックの発生前から重大なリスクレベルを示していた Covid-19 によるモラトリアムの恩恵を受けていたエクスポージャーも、ステージ 2 に帰属する可能性があるるとみなした。

#### ディスカッション・ポイント

上記の欧州金融機関による、信用リスクの著しい増大の適用事例（開示）に関してご質問及びご意見があれば頂きたい。

以 上